

平成30年第4回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成30年12月12日午前9時27分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	平尾好孝	総務政策課員	中島正博
企画員		企画員	
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
企画員		企画員	
住民生活課員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
企画員		企画員	
住民生活課員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
企画員		企画員	
産業建設課員	三浦誠	税務課長	橋本秀行
企画員		企画員	

税務課企画員	芦口正史	上下水道課長	川口孝志
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 総務課学校 給食センター 所長	中松秀夫
教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣		

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 20 号 平成 30 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 議案第 82 号 町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 83 号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 84 号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 85 号 上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する条例
- 日程第 6 議案第 86 号 上富田町環境美化条例
- 日程第 7 議案第 87 号 平成 30 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 88 号 平成 30 年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 89 号 平成 30 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 90 号 平成 30 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 91 号 平成 30 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 92 号 平成 30 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 93 号 平成 30 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 94 号 平成 30 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 95 号 平成 30 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 16 議案第 96 号 町道路線の認定について

日程第 17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前9時27分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第4回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第1 報告第20号～日程第16号 議案第96号

○議長（大石哲雄）

日程第1 報告第20号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件から日程第16 議案第96号、町道路線の認定についての件まで16件を一括議題いたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申し出がありますのでこれを許可いたします。

△日程第1 報告第20号

○議長（大石哲雄）

日程第1 報告第20号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の承認を求める件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

9ページなんです。節の工事請負費のところの食育交流センター設置工事請負費の、これは増額なんです。どういった工事に係る増額の費用か説明してください。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

おはようございます。10番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

まず、この増額につきましては、それもそうなんですけれども、まず7ページをごらんください。こちらに公共施設等木造木質化支援事業費補助金37万2,000円とあります。これは紀州材を食育交流センターの建築として活用すれば、その材料費とかに

対しての2分の1、この場合、全体の事業費の2分の1は交付金で国からいただいていますので、残りの2分の1の、町に対しての2分の1、つまり材料費の4分の1、37万2,000円を県のほうからいただけます。そのいただいたお金を、まず1点目として、予算の範囲内でこの建築をさらに充実したいものにするために充てさせてもらっています。そういう入で受けています。それを出のほうにも反映させていただいております。

出のほうにつきましては、この委託料と工事請負費と備品購入費、これを全部合わせて、前々から説明させていただいていますように3,400万、予算組ませていただいております。3,400万のうちの1,700万が交付金で、残りの1,700万円については町の一般財源と起債ということで、その分については10年償還でウエルネスのほうで償還させていただく、指定管理料と相殺させていただくということで、前の議会で説明させていただいております。

その3,400万の中で、実際にこの中で終わっているのが設計監理委託料、それと工事請負費、これの入札が終わっていて、設計委託監理料が入札の結果212万9,760円になっております。備品購入費につきましても、今のところ260万で済むよということになっていますので、国からせっかくこの交付金をいただいた、この3,400万を工事請負費のほうで充実したものをさらにつくるために、そちらのほうに充当させていただいたということで、何に対してふえたとかそういう問題ではなくて、この交付金決定を筒いっぱい有効に使わせていただく、そういう施策であります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第20号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の承認を
求める件を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

△日程第2 議案第82号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第82号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員
の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

次の議案第83号と議案第84号は人事院の勧告に従うということはわかるんですが、
この議案第82号に関しまして町長等の給与及び我々議員の報酬を引き上げる必要はあ
るのか、ちょっと疑問に思っているんですが、財政が厳しい中で住民の理解が得られ
るのか。町長、得られると思いますでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

1番、山本議員の質問にお答えします。この改正する条例について町民の理解を得ら
れるのかということではありますが、私は町民の理解を得られると考えております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

1番、山本君。

○1番（山本哲也）

その町長が考える、理解を得られるという根拠を教えてくださいませんか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

私は議員の当時からも皆さんとも相談してまいりましたが、今後、この議員報酬を上げるとか町長報酬を上げるとかという議論も以前はさせてもらいました。その中でも、報酬については今後検討していくという話もありましたので、今回、私はそれにつきましてこの条例の改正について提案をさせていただいた次第であります。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時36分

○議長（大石哲雄）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第82号、町長等の給与及び旅費に関する条例及び上富田町議会議員の報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例の件について採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第83号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第83号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第83号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第84号

○議長(大石哲雄)

日程第4 議案第84号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第84号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第85号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第85号、上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第85号、上富田町あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例を廃止する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第86号

○議長（大石哲雄）

日程第6 議案第86号、上富田町環境美化条例の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

よろしく申し上げます。

第1ページ目の第5条、事業者は事業所及びとなっておりますけれども、この事業所には大型スーパーとかコンビニエンスストアなども、その規模にかかわらず全て対象ということによろしいでしょうか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

8番、松井議員さんのご質問にお答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

そうしましたら、その次の第5条の2において、自動販売機によりとあるんですけれども、店舗に大体は自動販売機は設置されているんですけれども、中には個人事業者さんが個人の土地に設置したのも町内に見受けられます。それも対象になりますか。

○議長（大石哲雄）

原君。

○住民生活課長（原 宗男）

8番、松井議員さんにお答えします。

第5条について説明させていただきます。第5条は事業者責務ということで定められております。第5条第1項で事業者は事業所及びその周辺において生活環境美化に関する活動を積極的に推進するとともに、以下省かせていただきますが、そのように記載をさせていただきます。事業所とはどういうものかと言いますと、経済活動が行われている場所ごとの単位のこと、一定の場所を占めて従業者と設備を有してものの生

産や販売、サービスの提供が継続的に行われていることとなっております。経営組織でございます。公営と民営があり、民営の中に個人経営、これは個人経営の商店などがそうです。法人があります。したがって、第5条第1項でうたわれている事業所については、商店ということでご理解をいただき、商店及びその周辺において生活環境美化に関する活動を積極的に推進するとしてございます。

続いて、第5条第2項につきましては、自動販売機は従業員がいませんので事業所に当たりません。また商店から遠く離れた道沿い等に設置されている自動販売機もありますので、自動販売機を設置した事業者は当該自動販売機から生じる空き缶のごみについては適正な管理をしなければならないと定めたものでございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時42分

○議長（大石哲雄）

再開します。

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

松井議員さんのご質問にお答えします。

実は、その事業所といいますのは統計上の関係で、例えば平成26年に経済センサスの中にうたわれてございます。その中に事業所というものはどういうものだというたい方がありまして、ものの生産や販売、サービスの提供など経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所を占めて従業員、設備を有し、継続的に行われているものというたい方がございます。

今回、第5条の第1項にうたっているのはこの事業所を想定しております。ただ、先ほど、原課長のほうから説明もありましたけれども、従業員を有しているか有していないのか。例えば、自動販売機を道端に置いていますと、そこには従業員がおりません。そういう格好で2項目にいわゆる自動販売機の部分だけを項立てして、今回条例に載せたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

今の件はよくわかりました。

先ほど廃止されました空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例では、違反者に対して3万円の罰金を科していたんですけれども、この本条例ではちょっと後退したように見えるんですが、その辺はどうお考えですか。質問みたいになりますが、ちょっとお答えください。

○議長（大石哲雄）

原君。

○住民生活課長（原 宗男）

8番、松井議員さんにお答えします。

空き地に繁茂した雑草等につきましては当然、その空き地の所有者、管理者が刈るものでございます。ただ、いろんな形でなかなか刈ってくれないというようなことが、いろんな手続がありますけれども、最終の第何条かにありますけれども、すみません、ちょっとお待ちください。仮に空き地に繁茂した雑草を刈ってくれないというようなことがあった場合に、代執行及び費用の徴収ということで設けさせていただいているんですけれども、そういうことが発生した場合に当然、こちらがどこかに委託して刈ったりする場合は起こった場合に、その費用は当然請求させていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

僕が聞いているのは、前条例だったら3万円の罰金があったんだけど、例えばそれも効果がなかったとか、3万円というのは実はとれなかったとか、そういうことでこれはもうそういうふうなことになったんかなと。3万円という金額もさることながら、どうですか。

○議長（大石哲雄）

副町長、山本君。

○副町長（山本敏章）

8番、松井議員さんのご質問にお答えします。

地方自治法上、認められている条例での罰則の金額というのは3万が上限となっています。そういう関係で3万というのを前の条例の中ではうたっていたんだと思いますけれども、今回は代執行等で経費をとりますよという格好にしていますので、その部分を

省いているという解釈でご理解していただければなと思います。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第86号、上富田町環境美化条例の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第87号

○議長（大石哲雄）

日程第7 議案第87号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件について質疑を行います。一括でまず歳出から行います。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

23ページの委託料、13節の委託料なのですが、特殊建物定期調査委託料というのは、特殊建物というのはどういうところでの建物への委託料なのか。

それと、51ページの15節で工事請負費の駐車場整備工事請負費は、どこの駐車場の整備ですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

10番、九鬼議員の質問にお答えします。

冒頭、23ページのほうの特殊建物定期検査委託料についてのご質問でございます。

特殊建物というのは、建物が特殊というよりは、普通の住宅とかではなくて人がたくさん集まるようなところ、具体的には学校、集会所、町内会館等とか工場なんです、町で工場というのは持っていませんので、中心は学校と町内会館等の人が集まる場所の定期点検の委託料でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

ご質問にお答えいたします。

どこの駐車場を整備するかということですが、スポーツセンターの駐車場を整備するための工事費負担になっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼君、よろしいですか。

○10番（九鬼裕見子）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

次に、歳入一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

なければ全体でありますか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

13ページの一番上の教育総務費補助金、学校施設環境改善交付金5,430万3,000円、これ、国からの補助金、交付金とお聞きしているんですけども、随分と国の補助が威勢がいいというか、空調せいと言っておきながらこの割合というのは、一体どれくらいの割合なんですか。全国一律ですか。どうですか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

松井議員のご質問にお答えいたします。

この補助金につきましては非常に少ないです。というのは、教室の面積掛ける単価が決まっております、この時では2万2,700円を掛けて積算した、その補助率は3分の1ですので、掛ける3分の1となる。相当少ない。総事業費も相当少ない額というような形になります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

これは全国一律ということですよ。当然。僕らはことしの夏、非常に暑くて、あれだけ国も威勢のいいことを言って、こうやと言うときながら、これ、もう後からふやすというようなことは全然できないと思うんですけれども、非常に財政負担、この辺はもうやると決めてあるから3億3,000万かけてやるんだけれども、本当にこの交付金で財政負担が大きいのしかかってくるんじゃないかということを僕懸念するんですけれども、その点だけどうですか。

○議長（大石哲雄）

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

8番、松井議員の質問にお答えします。

松井議員言われるように、町財政は非常に厳しい状況になります。3億3,000万円のうちで5,403万3,000円、これは当初これで計算していたんですけれども、逆に最終の内定で、先日内定が来ました。これにつきましてはあと200万下げられた内定が来ていますので、全体的の3億3,000万円の16%しか国のほうからの、国のほうは空調設備を進めるという話はしてもらっていたんですけれども、それに合わせて全体的に200万円ほど下がったというのも、ブロック塀の改修費のほうもそれと合わせて空調とブロック塀を国が推進しているというところで、いろんな国全体的な中で、全体的に、白浜町さんも聞いたんですけれども、白浜町さんも最終、最初載せていた金額より何%か落とされているということもありますので、国の施策としてやってもらえらるんですけれども町としては大変厳しい財政状況ということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石哲雄）

よろしいか。

12番、木本君。

○12番（木本眞次）

19ページの雑入なんですけれども、町イメージソング委託販売収入、75万円計上しているんですけれども、400枚買ったと聞いているんですけれども、今のくらい売れているのか、どれだけ残っているのか、それを売するためにはどういうことをしている、これは一般質問になるけれども、もしわかればお願いします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

12番、木本議員にお答えいたします。

12月11日現在ですけれども、売れている枚数が277枚となっております。

現在、文化会館のほうで販売しておるんですけれども、イベントあるごとにPRのほうをして、何とか応援していただけるように努力のほうをしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

木本君。

○12番（木本眞次）

277枚売れているということは、実際75万より売れているよということで理解しておいたらよろしいんですか。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

雑入を75万組んでおるんですけれども、これは500枚売れたということになっていきますので、まだ半分ちょっとしか売れていませんので、また皆さん、いろいろPRしていただいて、応援していただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○12番（木本眞次）

はい、了解。

○議長（大石哲雄）

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第87号、平成30年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第88号

○議長（大石哲雄）

日程第8 議案第88号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

14ページの基金の積み立てのことです。2,141万9,000円積み立てるということですが、来年度以降、積み立てを続ける予定はあるのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

住民生活課課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

6番、吉本議員のご質問にお答えします。

来年度以降につきましては、まず、上富田町に必要な医療費はどれだけですよという

あれが来ます。それに基づいて国とか県の補助金がありまして、その残りの分が税金等。それは県のほうから標準保険税率が示されて町が組むことになります。必要な額があって、補助金があって、その残りが税金ということになりますので、若干の繰り越しはできるかもわかりませんが、基金の積み立てということは、そういう額は出て来ないものと思っております。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

吉本君。

○6番（吉本和広）

残ったお金は基金に積みこさずに繰り越されるということですね。

○議長（大石哲雄）

原君。

○住民生活課長（原 宗男）

6番、吉本議員にお答えします。

赤字を出すわけにはいきませんので、若干の繰り越しは出るということでご理解をお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第88号、平成30年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 9 議案第 89 号

○議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 89 号、平成 30 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 89 号、平成 30 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 2 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 10 議案第 90 号

○議長（大石哲雄）

日程第 10 議案第 90 号、平成 30 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第90号、平成30年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第91号

○議長（大石哲雄）

日程第11 議案第91号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

7ページになります。歳入のところですが、一般保有土地売却収入というのはどこの土地を売った収入ですか。それと、次の企業用地造成事業基金繰入金についても説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

10番、九鬼議員にお答えします。

1目の宅地造成事業収入の部分であります。生馬の山王地区にあります雑種地613平米の売却による収入でございます。

それから、次の繰入金、企業用地造成事業基金繰入金の3,200万円につきましては、企業用地の造成における基金条例を設置しております。これにつきましては、以前の残土処分の関係で歳入になった部分について基金を積み立てた分ではありますが、その中で周辺の環境や防災対策費に対する経費をこの基金をもって宅地造成事業の中で使うことができるということで、3,200万円を繰り入れさせてもらっている現状でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第91号、平成30年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第92号

○議長（大石哲雄）

日程第12 議案第92号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。
これより議案第92号、平成30年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件を採決します。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第93号

○議長（大石哲雄）

日程第13 議案第93号、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。
一括でお願いします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了します。
これより討論に入ります。
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第93号、平成30年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第14 議案第94号

○議長（大石哲雄）

日程第14 議案第94号、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第94号、平成30年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 5 議案第 9 5 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 5 議案第 9 5 号、平成 3 0 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これをもって討論を終了します。

これより議案第 9 5 号、平成 3 0 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第 1 6 議案第 9 6 号

○議長（大石哲雄）

日程第 1 6 議案第 9 6 号、町道路線の認定についての件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第96号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

この場合、申出書を事務局長から報告させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

報告いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より27項目、産業民生常任委員会委員長山本明生委員長より25項目、議会広報特別委員会樫木正行委員長より1項目、議会運営委員会木本眞次委員長より3項目、以上となっております。

また、目的については所管事務調査。

3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま報告いたしました各委員会からの閉会中の継続審査並びに所管事務調査について、申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

平成30年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして、慎重審議をしていただき、全てを承認していただきましてまことにありがとうございます。

承認していただいた議案の中には、平成29年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定がありました。決算審査特別委員会の審査中にご指導をいただいたことや、個別指摘事項につきましては今後、行政運営の中で改善できるように努力していきますので、ご理解をお願いいたします。

平成30年を振り返ってみますと、私自身もそうでしたが、議員の皆さんも選挙の年でありました。開会日にもご挨拶させていただきましたが、2月5日から町政を預かり、議員各位のご協力を得ながら上富田町の発展のために誠心誠意取り組んでまいりました。

ことは上富田町政施行60周年記念として坂本冬美さんの歌碑の除幕式、イメージソング完成発表会を初めさまざまな記念事業、10月27日の記念式典を無事終えることができましたのも今日の上富田町の礎を築いていただいた先人の皆さんを初め町民の皆さん、関係機関の多くの皆さんのご協力とご支援のたまものでございます。改めて皆さんに深くお礼を申し上げます。

また、ことは日本各地で災害が多発した年でもありました。各地の災害で甚大な被害を受けられた皆様方に慎んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた多くの方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

次に、承認していただきました平成30年度一般会計補正予算の教育費では、来年の夏までに各小中学校への早急な空調設置が必要と判断し、設置工事請負費として3億3,000万円など大規模な事業が多く残っている状況でございます。今後とも、町民の皆さんの意向を踏まえまして町政運営に取り組んでまいりますが、町財政が非常に厳しくなることもご理解いただけるようお願いいたします。

次の町議会定例会までにはさまざまな行事が予定されています。12月25日から消防団の年末警戒をお願いしています。1月3日には成人式、1月6日には消防団出初式、1月12日には交通指導員の年頭式と新春子ども議会、2月2日、3日には第24回紀州口熊野マラソン大会が開催されますので、議員各位におかれましてもご参加、ご協力いただけるようお願い申し上げます。

本日で特別な事情がない限り、ことし最後の議会となります。平成30年につきましては議員の皆さんにご協力をいただいたことに深くお礼を申し上げます。

ことしも残すところ、あと19日間ですが、皆様方には時節柄、一層ご自愛を賜り、町民の皆さん、議員の皆さん、職員の皆さんが無事年越しされ、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、平成30年第4回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

高いところからではございますが、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る12月4日の開会以来、本日まで議員各位には諸議案の審査等にご精励をいただき、加えて議会運営に当たりましても格段のご理解とご協力を賜りまして、ここに閉会の運びとなりました。

平成30年中の議会も緊急を要する事案がない限り、この第4定例会をもって終えることとなります。議員各位、また奥田町長を初め町当局の皆さんにはこの場をおかりいたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

本年も残り少なくなってきました。議員並びに町当局各位におかれましては、時節柄一層ご自愛を賜り、町政発展と町民福祉の向上のため、ますますのご活躍されますこと、またすばらしい新年を迎えられますこと、ご祈念申し上げまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△閉 会

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成30年第4回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 九鬼裕見子

議事録署名議員 山本 明生